



厚生労働省群馬労働局発表  
平成 30 年 6 月 29 日

【照会先】

群馬労働局 雇用環境・均等室  
室長 千葉 裕子  
室長 補佐 天野 由紀子  
上席雇用環境改善・  
均等推進指導官 庭山 たくみ  
(代表電話) 027-896-4739

報道関係者 各位

「平成 29 年度 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、  
パートタイム労働法の施行状況」を公表します  
～ハラスメントの是正指導を強化～

群馬労働局(局長 半田和彦)は、平成 29 年度に群馬労働局で取り扱った男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する施行状況について取りまとめましたので、公表します。

1 相談の状況

- 相談件数 1,153 件(前年度 1,545 件 25.4%減少)
  - うち 男女雇用機会均等法 379 件(前年度 399 件 5.0%減少)
  - うち 育児・介護休業法 729 件(前年度 1,056 件 31.0%減少)
  - うち パートタイム労働法 45 件(前年度 90 件 50.0%減少)

2 是正指導の状況(※)

- 対象事業所 227 社
- 指導事業所 214 社(対象事業所の 94.3%)
- 是正指導件数 1,715 件
  - ・是正指導の内訳は、男女雇用機会均等法関係が 311 件、育児・介護休業法関係が 784 件、パートタイム労働法関係が 620 件であった。また、ハラスメントに関するものが 24.9%(427 件)を占めた。
  - ・是正指導を受けた事業所のうち、9 割以上が年度内に是正した。

※男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の合計

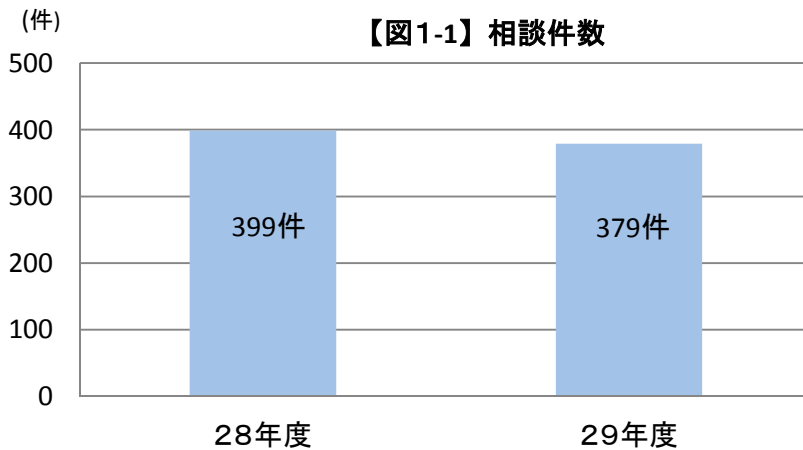
【添付資料】

- 1 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法のあらまし
- 2 パートタイム労働法の概要

# 1 平成 29 年度男女雇用機会均等法施行状況

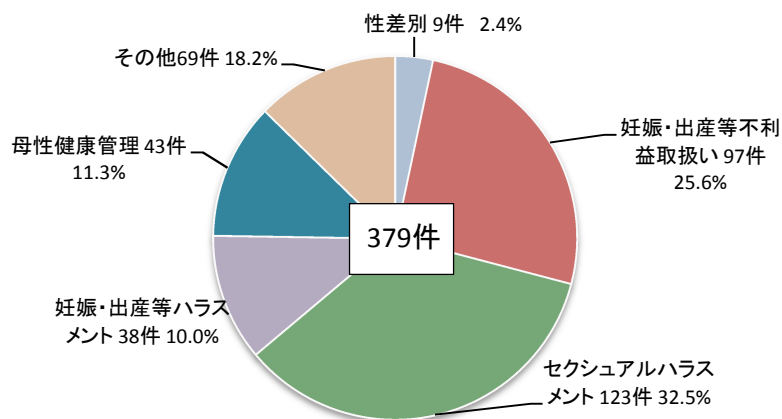
## (1) 相談の状況

◆相談件数は 379 件と、前年度（399 件）より 5.0%減少した（図 1-1）。

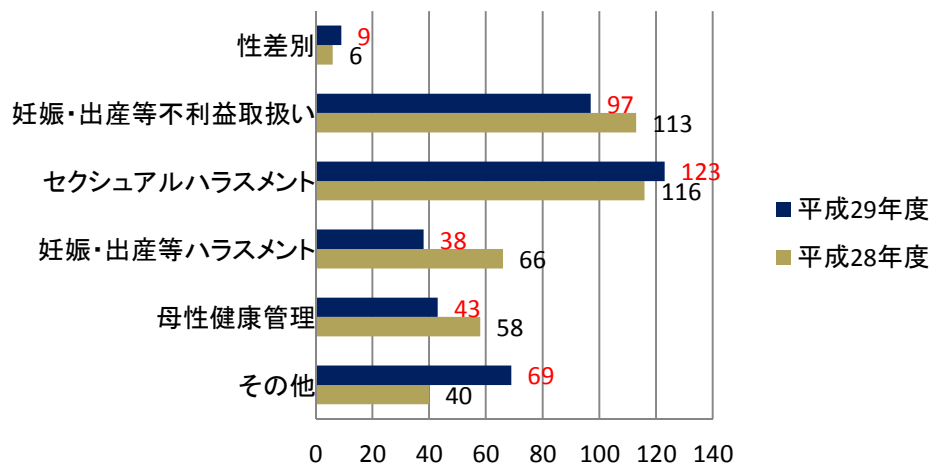


◆相談内容別にみると、セクシュアルハラスメントが 123 件（32.5%）で最も多く、次いで妊娠・出産等不利益取扱いが 97 件（25.6%）、母性健康管理が 43 件（11.3%）であった（図 1-2・図 1-3）。

【図1-2】相談内容の内訳（平成29年度）



【図1-3】相談内容の内訳（前年度比較）



## (2) 是正指導の状況

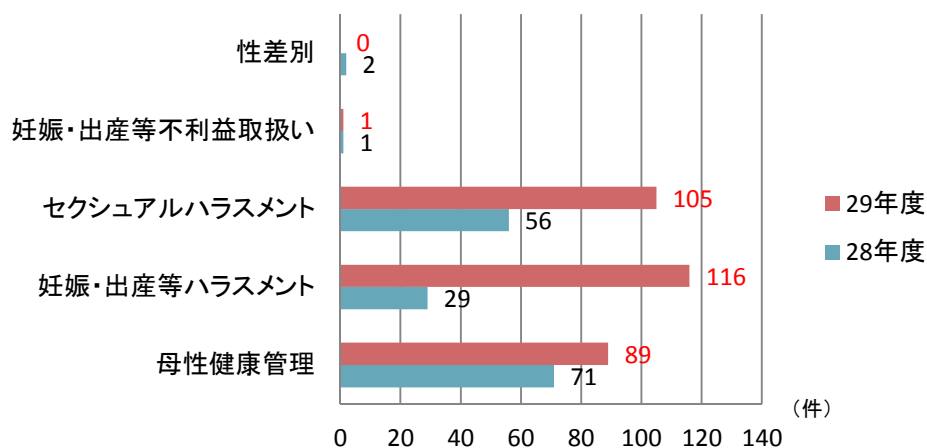
- ◆男女雇用機会均等法第 29 条に基づき雇用管理の実態把握を行った 150 事業所のうち、違反が確認された 131 事業所 (87.3%) に対して 311 件の是正指導を行った (表 1-1)。
- ◆指導事項としては、妊娠・出産等に関するハラスメントが 116 件 (37.3%)、セクシュアルハラスメントに関するものが 105 件 (33.8%)、母性健康管理に関するものが 89 件 (28.6%) であった (表 1-1・図 1-4)。
- ◆対象事業所のうち 14 事業所は、労働者等からの相談を端緒とするものであった。

【表 1-1】是正指導件数の内訳

(件)

事 項	28 年度	29 年度	
		件数	割合
性差別 (第 5~8 条)	2	0	0%
妊娠・出産等不利益取扱い (第 9 条)	1	1	0.3%
セクシュアルハラスメント (第 11 条)	56	105	33.8%
妊娠・出産等に関するハラスメント (第 11 条の 2)	29	116	37.3%
母性健康管理 (第 12 条、第 13 条)	71	89	28.6%
その他	0	0	0%
合 計	159	311	(100.0%)

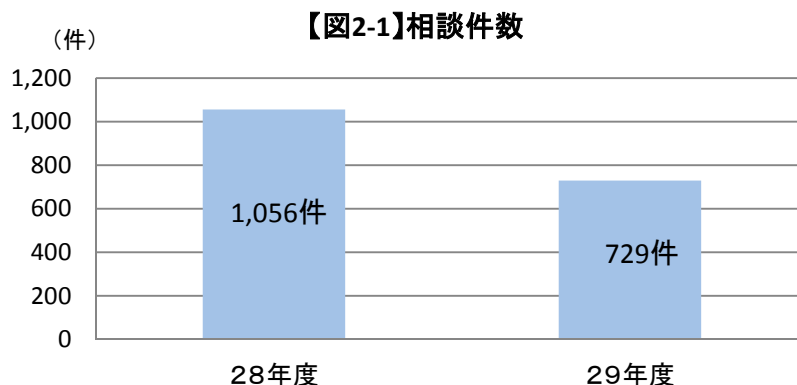
【図 1-4】是正指導件数の内訳(前年度比較)



## 2 平成 29 年度育児・介護休業法施行状況

### (1) 相談の状況

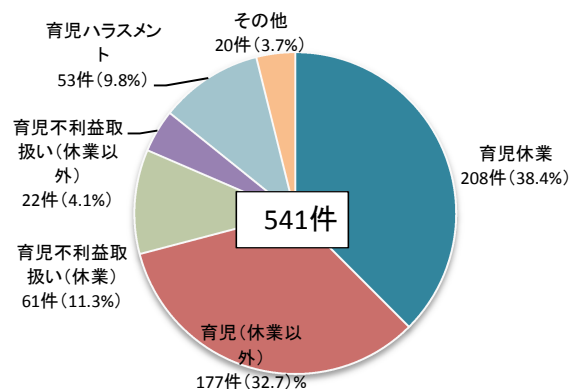
◆相談件数は 729 件と、前年度（1,056 件）より 31.0%減少した（図 2-1）。



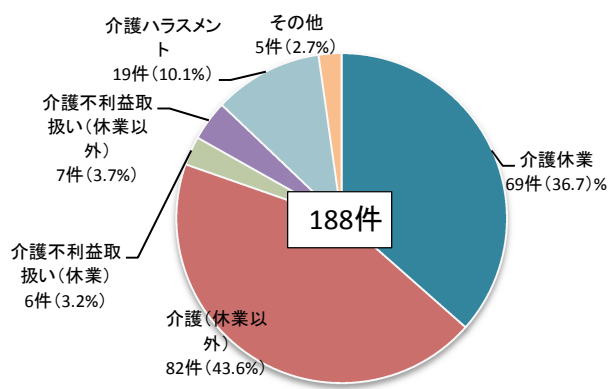
◆育児関係の相談については、育児休業に関するものが 208 件（38.4%）と最も多く、次いで育児（休業以外）※1)に関するものが 177 件（32.7%）であった（図 2-2）。

◆介護関係の相談については、介護（休業以外）※2)に関するものが 82 件（43.6%）と最も多く、次いで介護休業に関するものが 69 件（36.7%）であった（図 2-3）。

【図2-2】育児関係相談内容の内訳(29年度)



【図2-3】介護関係相談内容の内訳(29年度)



※1 子の看護休暇[第 16 条の 2、第 16 条の 3]、所定外労働の制限[第 16 条の 8]、時間外労働の制限[第 17 条]、深夜業の制限[第 19 条]、所定労働時間の短縮措置等[第 23 条、第 24 条]、労働者の配置に関する配慮[第 26 条]

※2 介護休暇[第 16 条の 5、第 16 条の 6]、所定外労働の制限[第 16 条の 9]、時間外労働の制限[第 18 条]、深夜業の制限[第 20 条]、所定労働時間の短縮措置等[第 23 条、第 24 条]、労働者の配置に関する配慮[第 26 条]

### (2) 是正指導の状況

◆育児・介護休業法第 56 条に基づき雇用管理の実態把握を行った 140 事業所のうち、違反が確認された 138 事業所（98.6%）に対して 784 件の是正指導を行った（表 2-1・図 2-4）。

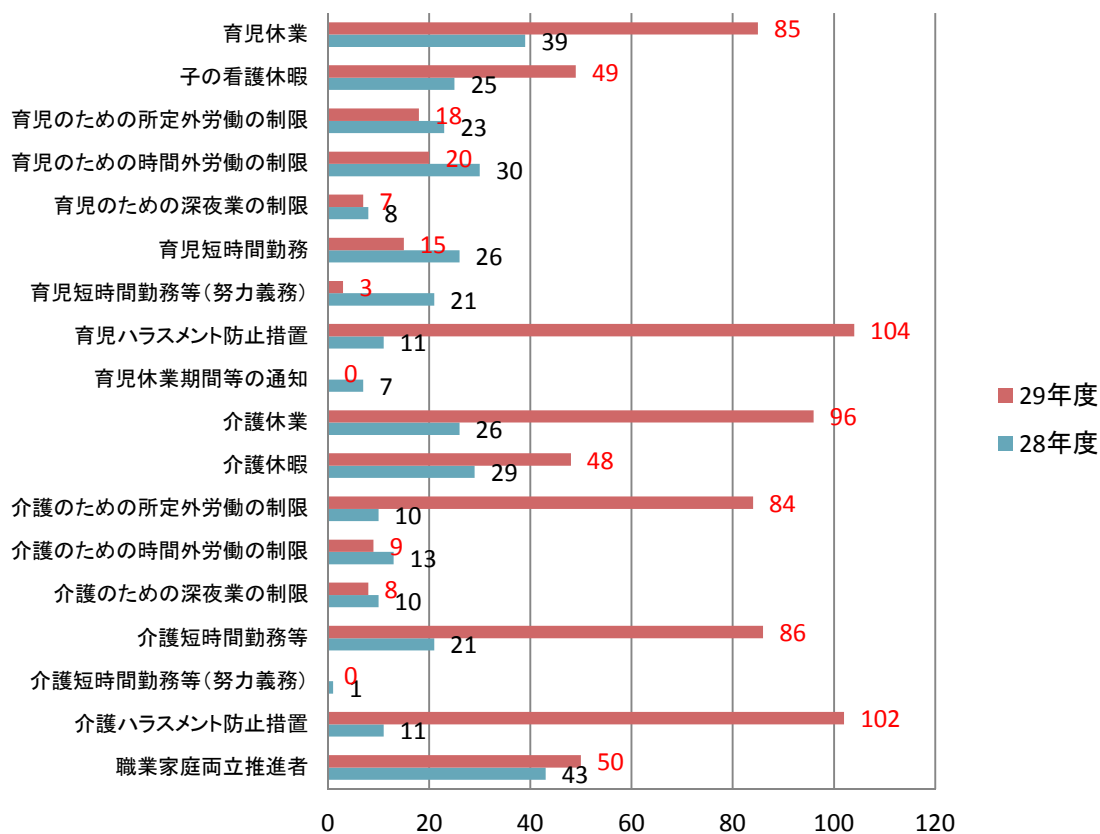
◆指導事項としては、育児休業などに関するハラスメント防止措置の不備が 206 件（26.3%）（育児 104 件・介護 102 件）と最も多く、次いで介護休業制度の不備が 96 件（12.2%）であった。

【表 2-1】 是正指導件数の内訳

(件)

事 項		28 年度	29 年度		
育 児 関 係	育児休業	39	85	28.2%	10.8%
	子の看護休暇	25	49	16.3%	6.3%
	育児のための所定外労働の制限	23	18	6.0%	2.3%
	育児のための時間外労働の制限	30	20	6.6%	2.6%
	育児のための深夜業の制限	8	7	2.3%	0.9%
	育児短時間勤務	26	15	5.0%	1.9%
	育児短時間勤務等（努力義務）	21	3	1.0%	0.4%
	育児ハラスメント防止措置	11	104	34.6%	13.3%
	休業期間等の通知	7	0	0%	0%
	小計	190	301	(100.0%)	
介 護 関 係	介護休業	26	96	22.2%	12.2%
	介護休暇	29	48	11.1%	6.1%
	介護のための所定外労働の制限	10	84	19.4%	10.7%
	介護のための時間外労働の制限	13	9	2.1%	1.1%
	介護のための深夜業の制限	10	8	1.8%	1.0%
	介護短時間勤務等	21	86	19.9%	11.0%
	介護短時間勤務等（努力義務）	1	0	0%	0%
	介護ハラスメント防止措置	11	102	23.6%	13.0%
	小計	121	433	(100.0%)	
職業家庭両立推進者		43	50		
合計		354	784		(100.0%)

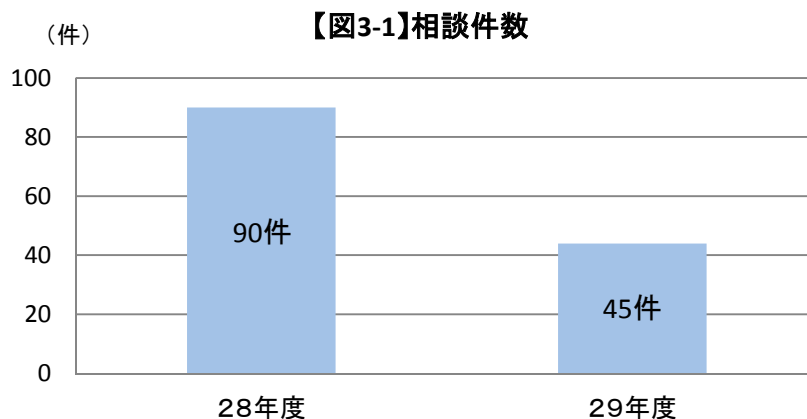
【図2-4】 是正指導件数の内訳(前年度比較)



### 3 平成 29 年度パートタイム労働法施行状況

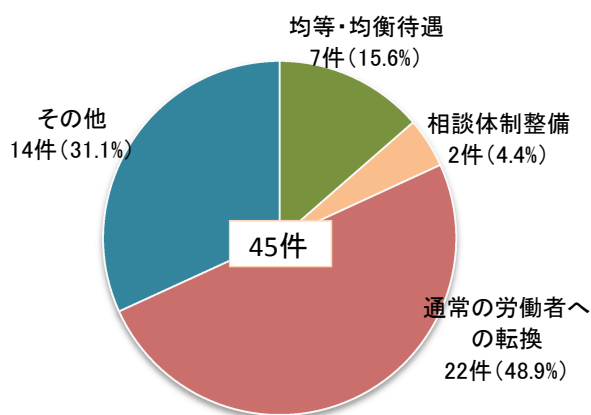
#### (1) 相談の状況

◆相談件数は 45 件と、前年度（90 件）より 50.0%減少した（図 3-1）。

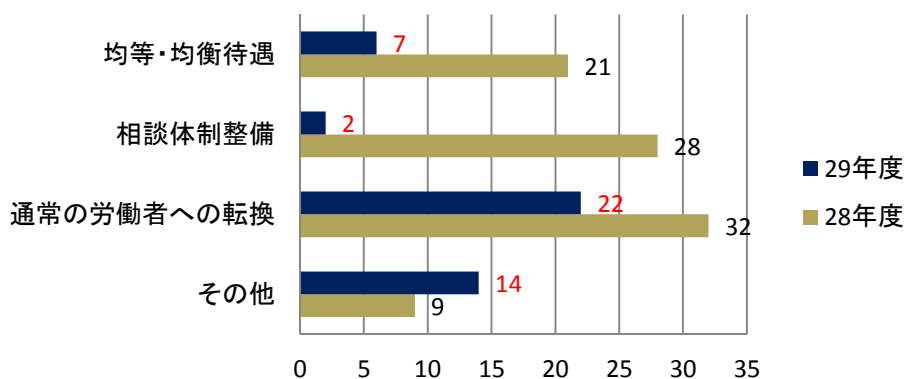


◆相談内容別にみると、正社員転換が 22 件（48.9%）で最も多く、均等・均衡待遇に関する説明が 7 件（15.6%）であった（図 3-2・図 3-3）。

【図3-2】相談内容の内訳(平成29年度)



【図3-3】相談内容の内訳(前年度比較)



## (2) 是正指導の状況

- ◆パートタイム労働法第18条に基づき雇用管理の実態把握を行った200事業所のうち、違反が確認された185事業所(92.5%)に対して620件の是正指導を行った(表3-1)。
- ◆指導事項としては、労働条件の文書交付等に関するものが59件(9.5%)、通常の労働者への転換に関するものが106件(17.1%)であった(表3-1・図3-4)。

【表3-1】是正指導件数の内訳 (件)

事 項	28 年度	29 年度	
労働条件の文書交付等 (第6条第1項)	69	59	9.5%
就業規則の作成手続 (第7条)	21	39	6.3%
賃金 (第10条)	16	12	1.9%
教育訓練 (第11条)	0	20	3.2%
福利厚生 (第12条)	0	1	0.2%
通常の労働者への転換 (第13条)	53	106	17.1%
措置内容の説明 (第14条第1項)	51	88	14.2%
待遇に関する説明 (第14条第2項)	0	2	0.3%
相談のための体制の整備 (第16条)	23	7	1.1%
短時間雇用管理者 (第17条)	37	71	11.5%
指針	150	215	34.7%
合 計	420	620	(100.0%)

【図3-4】是正指導件数の内訳(前年度比較)

